

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における建築一式の総合評定値(P)が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成29年4月7日 午前9時から

平成29年4月13日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年4月7日 午前9時から

平成29年4月13日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成29年4月25日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成29年4月7日 午前9時から

平成29年5月10日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、次の提出先へ書面でファックスにより提出すること（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年4月7日 午前9時から

平成29年4月26日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年4月28日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成29年5月9日 午前9時から午後6時まで

平成29年5月10日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年5月11日 午後1時30分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、118,584,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
 なお、最低基準価格は、97,952,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
 なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第15号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

1 縦覧期間

平成29年4月28日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市 市民環境部 農林茶業課

宇治市公告第16号

予防接種の実施について

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、平成29年度における高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種について次のとおり公告します。

平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

● 対象者 接種日に次のいずれかに該当する宇治市民

- ①当該年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる者
 - ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- *上記の対象者の中でも、過去に肺炎球菌ワクチン予防接種(23価肺炎球菌炭膜ポリサッカライドワクチン)を受けたことのある者は対象外

● 接種回数 1回

● 実施期間 平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで

● 接種場所 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関

● 接種方法 個別接種

● 費用 2,500円

※生活保護世帯・市民税非課税世帯・中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は本人の申請により一部負担金免除制度があります。

● 注意事項 事前に確認の上予約をしてから接種に行ってください。

宇治市

高齢者用肺炎球菌予防接種協力医療機関

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
六地蔵	小田部小児科内科医院	六地蔵町並 32	32-6205	小田部榮助
	上口医院	六地蔵町並 42	38-2128	上口美知子
	じんのクリニック	六地蔵町並 39	31-1122	丸井 晃・高嶽 博・神野君夫
	中村医院	六地蔵町並 38-22	31-5237	中村 齊
	ほそだ内科クリニック	六地蔵奈良町 74-1	38-2211	細田正則
	六地蔵総合病院	六地蔵奈良町 9	33-1717	原島裕・馬場武彦・清谷哲也・濱田拓男 春日正隆・中村雅至・安田知代・安河内靖 宮本達也・杉田誠・市丸宏三
	米田医院	六地蔵町並 11	33-4737	米田元穂(米田貴亮)
木幡	大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354	大石嘉啓・大石嘉恭・大石 博
	大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306	大石明人・大石律子
	こう内科クリニック	木幡西浦 35	32-1457	黄 明宇・荒川昌昭
	小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455	小山正彦・小山栄子
	中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559	中西源和
平尾台	小児科いしはらクリニック	平尾台 4-5-2	38-1617	石原由理
	かどさか内科クリニック	平尾台 4-3-2	31-1077	門阪庄三
五ヶ庄	宇治病院	五ヶ庄芝ノ東 54-2	32-6000	藤田正俊・李鐘大・篠山重威・梅野弘毅 関剛・井田達也・平岡勇二・陳正雄
	宇治おうばく病院	五ヶ庄三番割 32-1	32-8111	平岡克己・中嶋弥恵・岡崎信也・坂田大介 高松敏子・鶴留秀晃・樋川毅・沢井真樹 岡正悟・菅野辰生・三木秀樹・赤澤祐貴 竹田明子・金田麻美
	藤井おうばく駅前内科クリニック	五ヶ庄新開 11-29-18	33-2828	藤井 礼
	たのべ医院	五ヶ庄折坂 56-1(折坂が難)	33-8178	田野邊裕二
	中田医院	五ヶ庄戸ノ内 7-22	38-2477	中田哲雄
	橋本整形外科	五ヶ庄新開 7-5	31-4511	橋本秀輝
	京都府立洛南病院	五ヶ庄広岡谷 2	32-5900	山下俊幸
	今井内科クリニック	五ヶ庄福角 49-4	31-5189	今井義仁
菟道	上田診療所	菟道平町 17	22-7586	上田通章
	大石三室戸医院	菟道荒槇 28-3	24-0306	大石律子・大石明人
	谷口内科医院	菟道田中 13-1	22-2211	谷口三津夫
	土井内科	菟道荒槇 1-54	24-1885	土井邦紘・土井孝浩
	原田医院	菟道東隼上り 5-38	33-3411	原田秀歳
	原田内科医院	菟道丸山 38-11	23-5839	原田秀歳
明星町	いかだ医院	明星町 2-9-83	23-1736	筏 明子

白川	不動園診療所	白川東山 15	28-4555	大石 博・服部武司
	京都ゆうゆうの里診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895	知念良教
宇治	宇治武田病院	宇治里尻 36-26	25-2500	金郁詰・小屋美津彦・薄井裕治・清水長司 宮嶋 敬・藤山千里・松津順子・霜澤 真 小畑達郎・石田勝也・戸田 晋・白樫義知 三宅あかり・高橋英雄・佐藤文平・村田徹 小田良之輔・齋藤令馬・河合生馬・吉田敦彦 和田公平・寺田 央・三宅正幸・川村 博 上田崇・前田健志・河本知栄・仲 裕美子 菊地 顕・増南輝俊・岡部春海・田伏洋治 長谷川博一・廣井啓二・西川龍之・齋藤人郎 溝田陽子・増井 明・岸田愛子
	宇田医院	宇治式番 48-1	23-2166	宇田裕子
	スワ診療所	宇治野神 1-86	22-5068	諏訪隆雄
	田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253	田中秀明
	都倉病院	宇治山本 27	22-4521	都倉 隆・伊藤惠一・中山昇・寺崎充洋
	服部医院	宇治壺番 68	22-1111	服部武司
	ひろかわクリニック	宇治妙楽 24-1 <small>ツグビル</small>	22-3341	広川慶裕
	増井医院	宇治妙楽 39	21-2063	増井 明
	村澤医院	宇治壺番 134-1 <small>荒川ビル</small>	21-1731	村澤賢一
	古川整形外科医院	宇治壺番 10-8 <small>ベルメゾンF</small>	20-5575	古川泰三
やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974	山本卓哉	
神明	とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5148	戸田裕之
	おかもと総合クリニック	神明石塚 54-18	45-4110	北浦一弘
南陵町	南陵藤井内科医院	南陵町 2-1-278	77-8370	藤井崇知
羽拍子町	中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500	中村直樹
	こいずみ医院	羽拍子町 82-1	48-1240	小泉修一
琵琶台	関医院	琵琶台 1-3-3	20-0012	関 浩
広野町	あづま整形外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101	吾妻幸一良
	高橋内科医院	広野町一里山 34-2	44-0644	高橋権也・高橋優三
	竹中内科医院	広野町西裏 99	41-6259	竹中正純
	徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952	徳岡武夫
	村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835	村山祐一郎
伊勢田町	浅妻医院	伊勢田町名木 3-1-30	44-0888	浅妻典子・中村右子
	えんや医院	伊勢田町遊田 41-11	23-5331	塩谷敏義
	おやいづ医院	伊勢田町南山 52-6	41-6013	小柳津治樹
	こうのクリニック	伊勢田町名木2 1-181	66-1180	河野徳之
	斎藤小児科医院	伊勢田町砂田 6-262	23-7696	斎藤三朗
	広田医院	伊勢田町中山 60-1	43-0218	広田勝彦
	あすなろ岡本診療所	伊勢田町南山 47-1	41-1601	西岡克章

大久保町	あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	河本一成・平松まき・上赤賢司 池野文昭・富岡裕彦
	小山内科医院	大久保町北ノ山24-1	46-3211	小山邦彦
	芝野耳鼻咽喉科	大久保町上ノ山51-55	43-3388	芝野忠寿
	中村病院	大久保町平盛 91-8	44-8111	中村清稲
	まつだ在宅クリニック	大久保町且椋 11-8-201	46-8039	松田かがみ
	上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山21-1	43-4181	吉岡うた子
槇島町	宇治徳洲会病院	槇島町石橋 145	20-1111	増田道彦・丸山立憲・竹田彬一・仲井理 末吉敦・牧野茂・竹田智浩・徳山良之 斉藤昌彦・高田秀一・田中慎一郎・山本義久 金児潔・平田邦明・田中俊樹・牧原浩 重松陽介・河邊公志・梶原正章・久保田良浩 平井英基・松岡俊三・竹本隆博・大山和恵 甲斐健一・關岡敏夫・舛田一哲・栗國仁志 篠塚淳・正田智也・清水真由・三木健児 竹田隆之・高岸智子・岡本匡史・濱岡建城
	中山医院	槇島町南落合 38-3	23-8010	中山 紳
	西野医院	槇島町中川原 154-1	22-7883	西野泰典
小倉町	今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522	今林丈士・今林誠次
	植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111	植田英嗣
	宇治川病院	小倉町老ノ木 31	22-1335	森田琢也・坂口秀仁・村上裕亜 佐々木弘真・森康治・辻英彦 山口勝通・出口幸孝
	岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755	岡田勝弘
	笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523	柏谷 亘・笹平達男
	完岡医院	小倉町西畑 41-2	21-2507	完岡市雄・大和俊夫・小泉欣也・柴田正俊
	高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513	高嶋一博・高嶋洗二
	二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101	二宮 宏
	鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255	鉢嶺 顕・鉢嶺泰司
	松田整形外科医院	小倉町神楽田38-13	21-4628	松田泰正
	宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934	寺崎充洋・宮本正司・寺崎敦子
	山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331	山村祐嗣
	西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511	西尾敏弘
	山本診療所	小倉町中畑 20-11	25-5577	山本平八

教育委員会

宇治市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成29年4月17日

宇治市教育委員会
委員長 加賀爪 毅

開会日時 平成29年4月18日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 専決事項の報告について
 - 2 宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の報告について
 - 3 センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程の報告について

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第11号


公印の新調及び廃止について

宇治市教育委員会公印規則(昭和50年宇治市教育委員会規則第2号)第6条第1項の規定により、次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、同条第2項の規定により告示します。


平成29年4月18日

宇治市教育委員会
委員長 加賀爪 毅

新調

公印の名称	使用区分	使用開始 年月日	印影
京都府宇治市立岡屋小学校長之印	岡屋小学校長の名をもつて発する文書	平成29年 4月13日	

廃止

公印の名称	使用区分	使用廃止 年月日	印影
京都府宇治市立岡屋小学校長之印	岡屋小学校長の名をもつて発する文書	平成29年 4月13日	

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第4号

選挙運動費用収支報告書要旨の公表について

平成28年12月11日執行の宇治市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により次のとおり公表します。

平成29年4月4日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年12月11日執行 宇治市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 15,734,800円

3 報告書の要旨(平成29年4月4日現在)

(所属党派)	収入(円)		支出(円)										支出の内の 公費負担(円)	
	回	合計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	雑費	合計	公費負担	合計
大島 仁 (無所属)	1	3,100,000	519,275	1,071,084	25,793	41,380	667,240	523,232	11,542	122,955	98,048	3,080,549	ピラ経費	120,160
	2	350,000	0	0	0	466,236	0	0	0	0	32,400	498,636	ポスター経費	399,000
	合計	3,450,000	519,275	1,071,084	25,793	41,380	1,133,476	523,232	11,542	122,955	130,448	3,579,185	ピラ経費	451,500
田村 和久 (無所属)	1	2,032,020	147,000	52,145	84,130	0	582,396	972,643	137,946	45,500	10,260	2,032,020	ピラ経費	119,232
	2	441,883	0	0	15,175	426,708	0	0	0	0	0	441,883	ポスター経費	451,500
	合計	2,473,903	147,000	52,145	99,305	1,009,104	972,643	137,946	45,500	10,260	10,260	2,473,903	ピラ経費	120,000
山本 正 (無所属)	1	5,163,500	841,980	735,740	0	50,520	695,100	870,992	6,850	208,240	96,357	3,505,779	ピラ経費	472,500
	合計	5,163,500	841,980	735,740	0	50,520	695,100	870,992	6,850	208,240	96,357	3,505,779	ポスター経費	472,500

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月31日

宇治市監査委員
 小 山 茂 樹
 森 真 二
 堀 明 人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成28年度建設総括室及び建設部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成29年1月5日から同年2月23日まで

第4 監査の概要

この監査は、建設総括室、建設部建設総務課、用地課及び道路建設課における事務事業のうち、主として平成28年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- 道路占用料収入状況（建設総務課）
- 境界明示等手数料収入状況（建設総務課）
- 道路拡幅等予定用地使用料収入状況（道路建設課）
- 負担金、補助及び交付金支出状況（建設総括室、用地課）
- 委託料支出状況（建設総務課、道路建設課）
- 使用料及び賃借料支出状況（建設総括室、用地課）
- 工事請負費支出状況（道路建設課）
- 備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 建設総括室

- (1) 負担金、補助及び交付金支出状況について
特になし。
- (2) 使用料及び賃借料支出状況について
特になし。
- (3) 備品管理状況について
特になし。

2 建設総務課

- (1) 道路占用料収入状況について
平成25年度の前回定期監査等において、道路占用料及び水路使用料が納期限までに納入されないことがあると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう求める。
- (2) 境界明示等手数料収入状況について
手数料の指定金融機関への払込みの時期に遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

3 用地課

- (1) 使用料及び賃借料支出状況について
特になし。
- (2) 負担金、補助及び交付金支出状況について
特になし。

- (3) 備品管理状況について
特になし。

4 道路建設課

- (1) 道路拡幅等予定用地使用料収入状況について
使用料の納入期限について、指定のないものや、指定に疑義のあるものが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 委託料支出状況について
特になし。
- (3) 工事請負費支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月31日

宇治市監査委員
 小 山 茂 樹
 森 真 二
 堀 明 人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査

第2 監査の対象

- 1 工事名
三室戸小学校校舎増築他工事
- 2 事業担当課名
建設部施設建築課

第3 監査の実施期間

平成28年11月22日から平成29年3月22日まで
 （調査日：平成29年1月30日）

第4 監査の方法

監査対象工事について、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託に基づき技術士の派遣を求め、当該工事の設計図書及びその他の工事関係書類について審査するとともに、施工状況の良否について監査を実施した。

監査の実施に当たっては、あらかじめ担当課から監査資料の提出を求め、調査日当日は関係職員から説明を聞きながら、設計図書等の書類調査及び現場施工状況調査を行った。

第5 監査の結果

監査対象工事について、計画・設計・積算・契約・施工監理・施工状況など、工事の技術的事項の実施態様について、書類調査及び現場施工状況調査を実施したところ、一部今後の工事に反映されたい点があったものの、総括的に良好であり、適正に執行されていた。

1 工事の概要

- (1) 工事場所
三室戸小学校 宇治市菟道岡谷16番地の2
- (2) 工事内容
増築工事（普通教室・便所）
鉄筋コンクリート造 平屋建て
建築面積 168.72㎡ 延床面積 157.08㎡
主な仕上げ 屋根：ガルバリウム鋼板（横葺き）
外壁：可とう性外装薄塗材E（既存建屋にならう）
普通教室改修工事（旧コンピューター教室を普通教室に改修）
倉庫改修工事（旧職員便所を倉庫に改修）
屋内運動場便所改修

- (3) 工事請負業者
株式会社三洋
- (4) 設計業務受託者
足立建築工房一級建築士事務所
- (5) 監理者
宇治市建設部施設建築課
- (6) 事業費
設計金額 97,394,400円
契約金額 87,654,960円 落札率 90.00%
- (7) 工事期間
平成28年10月27日から平成29年3月16日
- (8) 進捗状況（平成29年1月30日現在）
計画進捗率 53% 実施進捗率 53%

- (9) 公示日
平成28年9月23日
- (10) 入札年月日
平成28年10月20日
条件付一般競争入札(参加業者9社)
- (11) 財源内訳
平成27年度 決算:9,180千円(うち、増築部分5,703千円)
財源内訳(国庫:0円、起債:0円、一般財源:9,180千円)
平成28年度 決算見込:87,655千円(うち、増築部分77,420千円)
財源内訳(国庫:19,450千円、起債:60,100千円、一般財源:8,105千円)
- (12) 低価格入札の有無
なし
- (13) 契約年月日
平成28年10月27日
- (14) 履行保証体系
金銭的保証(契約保証金額は契約金額×10%)
- (15) 工事監督員
総括監督員 建設部施設建築課 課長 上島 正美
主任監督員 建設部施設建築課 副課長 池本 正和
正監督員 建設部施設建築課 主任 人見 僚一
副監督員 建設部施設建築課 主任 中島 文子

2 工事着工前の書類調査における所見

- (1) 計画
本工事は、三室戸小学校には17の普通教室があるが、児童数推計において、平成29年度には学級数が18になると見込まれることから、少人数授業用教室も含め、普通教室2教室を増築することを目的とするものである。
事業計画は、事業の背景をもとに整理され、関連工事相互間の調整も適切に行われていた。
- (2) 設計
仕様書及び図面は、設計基準に基づき作成されており、環境やコストへの配慮も検討され、事業目的に適合した設計となっていた。
- (3) 積算
設計金額の守秘は保たれており、積算は適正に行われていた。
- (4) 契約
公告等の諸手続、資格審査事務、契約保証金の取扱い等に不具合はなく、入札・契約関係の事務処理は適正に行われていた。

3 工事着工後の書類調査における所見

- (1) 施工監理
 - ア 施工監理
施工や工程管理等に必要書類は適正に作成されていた。総合施工計画書と基本工程表については、内容をさらに充実されたい。
 - イ 品質管理
不具合は見受けられなかった。なお、調査時点において、搬出士の搬出先受入証明書等の書類がそろっていないなど、一部に書類の不備が見受けられた。今後は留意されたい。
 - ウ 監理(監督)
不具合は見受けられず、適正に行われていた。
 - エ 労働安全衛生管理
現場代理人が行った日々の巡視記録はマークシート方式になっているが、記述式とし、所見等を記載できるようにされたい。

4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事施工状況
工事は計画工程に準じて進行しており、工程の遅れはなかった。現場の整理整頓状況は良く、危険な場所は見当たらなかった。

5 その他の所見

本調査時には躯体工事は完了し、仕上げ工事が進行している状況であり、目視したところ、設計図書並びに計画工程に従って、おおむね良好に施工されていた。今回の工事監査では、特に指摘事項はなかったが、さらなる工夫の余地がないかを常に念頭に置き、今後も安全面に万全を期して工事等を実施されるよう要望する。

(揭示済)



宇治市農業委員会公告第9号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第35回宇治市農業委員会定例総会を、次の

とおり招集します。

平成29年4月28日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

- 開会日時 平成29年5月8日 13時30分
- 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
 - 1 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
 - 2 非農地証明願の承認について
 - 3 専決事項の報告
 - 4 その他



宇治市上下水道事業告示第6号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水道の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。
なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。
平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成29年4月28日	木幡南山の一部	分流式	宇治市木幡北島地内 東宇治浄化センター
平成29年4月28日	宇治大谷の一部・塔川の一部・式番の一部・野神の一部・半白の一部・琵琶の一部・若森の一部・琵琶台三丁目の一部・神明宮北の一部・石塚の一部、伊勢田町北山の一部、広野町尖山の一部・丸山の一部・宮谷の一部、大久保町北ノ山の一部	分流式	人幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第10号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて
下水道法(昭和32年法律第177号)第25条の11の規定により、次に掲げる宇治市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので、公告します。
平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

指定番号 第16号 有限会社南郷住宅設備